

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第37号

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年鳥取市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第56条中「(以下この章において「運営規程」という。)」を削る。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護

看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第85条中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定複合型サービス事業所」に改める。

第109条中「第60条の17まで」を「第60条の17」に改める。

第127条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第129条中「「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と」を加える。

第130条第1項中「同項に規定する」を削る。

第152条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を削る。

第175条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第191条中「施行規則第17条の10」を「施行規則第17条の12」に改める。

第193条第2項中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定複合型サービス事業所」に改める。

(鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年鳥取市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「供する」を「提供する」に改める。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第45条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第86条中「第38条、第39条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。